刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育のご案内

刈払機は、林業や建設業、造園業をはじめとする多くの職種で使用されており、最近では 業種に拘らず事務所や倉庫など建物周りの草刈りなどで手軽に使用される場面も見受けら れます。しかし、安全面を軽視した作業はとても危険で、転倒、刈刃の跳ね返り、刃に飛ば された物による負傷、また、労働環境により熱中症や振動障害等の可能性もあります。

そのため、事業者は厚生労働省通達に基づき、刈払機を使用する業務に就く労働者に安全 衛生教育を実施するよう求められています。

つきましては、「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を下記の通り開催いたします。

記

1. 日時及び会場

日	時	会 場
4月11日(木)	9:00~16:30	青森総合流通団地共同会館 (青森市野木野尻 37-498)

(遅刻、欠席等受講時間が不足すると修了できません。)

- 2. 受講対象者: 刈払機を使用する作業従事者
- 3. 費 用(稅込)

一般	11,550円 (受講料8,800円、テキスト代2,750円)
協会員	9, 900円 (受講料 7,150円、テキスト代 2,750円)

- 4. 申込方法:<u>電話等で予約の上</u>、2週間以内に申込書に受講料を添えてご提出願います。 受講料は現金書留、銀行振込でもお引き受けします。(要、連絡)
- 5. 締 切:令和6年3月29日(金) ※但し、定員に達し次第締め切る場合があります
- 6. その他・修了者には修了証を交付します。
 - ・キャンセルは土・日・祝日を除く講習3日前まで、お電話にて受け付けます。 但し、締切日以降はテキスト代をご負担いただく場合があります。

以上

申込み、問合せ先 (一社)青森地区労働基準協会

〒 030-0811 青森市青柳2-2-6

TEL 017 (723) 1755 FAX 017 (723) 5741

厚生労働省通達の概略

刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について(平成12年2月16日付け基発第66号)

安全衛生教育については、平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」により、その推進を図っているところである。

今般、同通達に基づき、「就業制限業務又は特別教育に準じた教育」のうち、新たに表記の教育に係る実施要領を別添のとおり定めたので、当該教育を行う事業者又は安全衛生団体等に対して、本実施要領に基づいて表記教育を実施するよう指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう推奨されたい。

(別添) 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施要領

◎目 的:刈払機を使用する作業の安全を確保し、かつ、刈払機取扱作業者に対する

振動障害を防止するため、当該作業に従事する者に対し、必要な知識等を

付与する。

◎対 象 者:刈払機を使用する作業に従事する者

◎実 施 者:刈払機を使用する作業を行う事業者又は当該教育を行う安全衛生団体等

◎実施方法:(略)

※コピーしてご使用ください

刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 申込書									
ふりがな			<u>F</u>	男	生	s·н			
氏 名				· 女	生年月日	5 11	年	月	日生
	□ 旧姓氏名等の併記を希望する [旧姓氏名:]	
住 所	(〒)							
事業所名 及び 所在地	(〒)	[Tel		())
領収書宛名	□事業所名	□ 受講者氏名	口その)他	()
令和 4	年 月	日							
受講者氏名(自署)									
(一社) 青森地区労働基準協会長 殿									

【 個人情報について 】ご記入頂いた個人情報は、講習実施の目的以外に使用することはありません。 【 その他 】旧姓氏名等の併記を希望する場合は、氏名が確認できる書類を添付してください。 (戸籍謄本、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等)

※ 協会記入欄(記入しないで下さい。)

受講番号	受付日	会員区分	申込方法	受付者
	/	会・非	直・振・書	